

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	令和6年度住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、令和6年度住民税非課税世帯等生活支援特別給付金及び令和6年度昭島市住民税非課税世帯等子育て支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和6年度住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るため、下記のとおり給付金を支給するものである。 ・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯又は令和6年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている方で構成されている世帯(令和5年度に実施した本給付金と同趣旨の給付金の支給対象世帯(未申請・支給辞退をした世帯、当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を含む)を除く。))に対して、1世帯当たり10万円を支給する。 ・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯又は令和6年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている方で構成されている世帯(令和5年度に実施した本給付金と同趣旨の給付金の支給対象世帯(未申請・支給辞退をした世帯、当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を含む)を除く。))において、当該支給対象者(世帯主)の世帯員である18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童))1人当たり5万円を支給する。 ※上記の対象世帯については、例外規定あり。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、支給要件の判定及び支給に関する事務で取り扱う。
③システムの名称	1. 臨時特別給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

令和6年度住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和3年内閣府、総務省告示第1号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	保健福祉部福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]